

『N P でんき』 需給約款 (低圧)

2022年（令和4年）1月4日実施

Next Power 株式会社

目 次

I 総則	3
1 適用	3
2 需給約款等の変更	3
3 定義	4
4 単位および端数処理	5
5 その他	5
II 契約の申込み	6
6 需給契約の申込み	6
7 需給契約の成立および契約期間	7
8 需要場所	7
9 需給契約の単位	7
10 供給の開始	7
11 供給の単位	8
12 需給契約書の作成	8
III 料金の算定および支払い	9
13 料金	9
14 料金の適用開始の時期	9
15 検針日	9
16 料金の算定期間	10
17 使用電力量の算定	10
18 最大使用電力の算定	11
19 料金の算定	11
20 日割計算	12
21 料金の支払義務および支払期日	12
22 料金その他の支払方法	13
23 延滞利息	14
IV 使用および供給	16
24 適正契約の保持	16
25 力率の保持	16
26 需要場所への立入りによる業務の実施	16
27 電気の使用にともなうお客さまの協力	16
28 供給の停止	17

29	供給停止の解除	17
30	違約金	17
31	供給の中止または使用の制限もしくは中止	18
32	損害賠償の免責	18
33	設備の賠償	18
V	契約の変更および終了	20
34	需給契約の変更	20
35	名義の変更	20
36	需給契約の消滅	20
37	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	21
38	解約等	22
39	需給契約消滅後の債権債務関係	23
VI	供給方法, 工事および工事費の負担	24
40	供給方法および工事	24
41	工事費負担金等の申受けおよび精算	24
VII	保安	25
42	保安の責任	25
43	調査	25
44	調査に対するお客さまの協力	25
45	保安に対するお客さまの協力	25
46	自家用電気工作物	26
VIII	その他	27
47	不可抗力	27
48	反社会的勢力への対応	27
49	反社会的勢力への関与発覚時の措置	28
50	信用情報の共有	28
	附則	29
	別表	30

I 総 則

1 適用

- (1) 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この『NPでんき』需給約款（低圧）（以下「この需給約款」といいます。）によります。

なお、電気料金については当社が別に定める主契約料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

- (2) この需給約款は、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である以下の地域に適用いたします。

長野県、岐阜県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、愛知県、三重県（一部を除きます）

2 需給約款等の変更

- (1) 当社は、この需給約款および料金表（以下あわせて「需給約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款等によります。

- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この需給約款等を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款等によります。

- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この需給約款等を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款等によります。

- (4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、需給約款等の変更前は、需給約款等の変更内容を、変更後は、需給約款等の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付または電子メールの送信もしくは電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあり

ます。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページ等に掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 定義

次の言葉は、需給約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約種別

主契約料金表に定める契約の種別をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 最大使用電力

お客さまが使用される電力の最大値をいいます。

(11) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) この需給約款に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。
- (2) この需給約款等に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款等を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人の場合は運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項

なお、この需給約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
- イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。
 - ハ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。
- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていた

だき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約期間満了の1ヶ月前までに契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページ等に掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。また、この需給約款等による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付または電子メールの送信もしくは電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

(2) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議の

うえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 需給契約書の作成

当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

13 料金

- (1) 料金は、契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。
- (2) 37（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める料金は、(1)に準ずるものといたします。

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

15 検針日

検針日は、託送約款等に定める、当該一般送配電事業者が、実際に検針を行った日または検針を行ったとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行うことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。

- (7) (4)ロの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものとしたします。

16 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または17（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものとしたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

17 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものとしたします。）といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ 15（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

ロ 15（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行った日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

ハ 15（検針日）(6)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間およ

び需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

ニ 15（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

18 最大使用電力の算定

- (1) 料金の算定期間における最大使用電力は、(2)の場合を除き、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。
- (2) 計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

19 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開（休止にともなう再開に限ります。）し、もしくは休止し、または需給契約が消滅した場合

- ロ 契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合
 - ハ 16（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。
- (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

20 日割計算

- (1) 当社は，19（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表1（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表1（日割計算の基本算式）により算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表1（日割計算の基本算式）により算定いたします。
 - ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
- (2) 19（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日および消滅日を除きます。
- また，19（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

21 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。
- イ 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，15（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行った日とし，15（検針日）(6)の場合の料金，17（使用電力量の算定）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，17（使用電力量の算定）(3)または18（最大使用電力の算定）(2)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力が協議によって定められた日といたします。
 - なお，17（使用電力量の算定）(4)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
 - ロ 定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたしま

す。

ハ 22 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、当社が当該一般送配電事業者から検針の結果を受領した日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行った場合または検針を行ったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様で、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

22 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

ただし、料金がおお客様の指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ おお客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ おお客様が当社の指定する銀行口座へ振り込みによって支払う方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、振込手数料はおお客様の負担となります。

ハ おお客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) おお客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落と

されたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金が当社の指定する銀行口座に振り込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 15（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は前受金について利息を付しません。

23 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 36（需給契約の消滅）(2)または38（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税

等相当額の単位は， 1 円とし， その端数は， 切り捨てます。

- (4) 延滞利息は， 原則として， お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金 ((2)の場合は， 消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。) とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
イ 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
ロ その他需給約款等によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務
- (2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当

社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

28 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

29 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

30 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

- ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ハ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

ニ 38（解約等）(1)に該当する場合

- (2) (1)の免れた金額は、需給約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

31 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、この場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

32 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、31（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または38（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

33 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償

に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

34 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電子メールの送信もしくは電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

35 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、口頭、電話等により申し出ていただきます。

36 需給契約の消滅

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、当社は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。
 - ロ 38（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。
 - ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ニ 当社および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった

日に消滅するものとしたします。

ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものとしたします。

ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを託送約款等に定める期間までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものとしたします。

37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約容量または契約電力分につき、電灯契約の適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約の適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの使用電力量は、契約容量または契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- (2) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約容量または契約電力分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量または契約電力分が増加された契約容量または契約電力分を上回るときは、増加された契約容量または契約電力分といたします。）につき、電灯契約の適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力契約の適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し、これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また、供給設備のうち契約容

量または契約電力の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量または契約電力分が増加された契約容量または契約電力分を上回る時は、増加された契約容量または契約電力分といたします。）について、当社が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けま

す。
なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約容量または契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

- (3) 主契約料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少しようとする場合とは、需給契約を新たに設定し、または契約負荷設備の総容量を増加された後1年に満たないで需給契約が消滅する場合またはお客さまが契約負荷設備の総容量を減少しようとする場合もしくは協議によって契約電力を減少しようとする場合といたします。
- (4) 最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、(1)および(2)にいう契約容量は、6キロボルトアンペアであるものとみなします。

38 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - イ お客さまが28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
 - ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ニ 需給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他需給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまがその他需給約款等に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、36（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします

39 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法, 工事および工事費の負担

40 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

41 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者がその設備を無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅶ 保安

42 保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

43 調査

当該一般送配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

44 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者は，43（調査）により調査を行うにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

45 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者は，ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが，当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当該一般送配電事業者は，(1)に準じて，適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが，当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当該一般送配電事業者へ通知してい

たきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

46 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この需給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 43 (調査)
- (2) 44 (調査に対するお客さまの協力)

IX その他

47 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないことといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ その他、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約できることといたします。

ロ 解約に伴う損害について、お客さま、当社共に賠償責任を負わないことといたします。

48 反社会的勢力への対応

お客さまは、お客さま、お客さまの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「お客さまの代表者等」といいます。）またはお客さまのその他職員が過去5年以内、現在および将来にわたって次の各号に該当しないことを確約していただきます。

(1) お客さま、お客さまの代表者等またはお客さまのその他職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。

(2) お客さまの経営に、反社会的勢力が実質的に関与していること。

(3) お客さま、お客さまの代表者等またはお客さまのその他職員が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の責任者（当社または当社グループ会社もしくは主要取引先の役員・従業員等をいいます。）に対し、次のいずれかに該当する行為を行うこと。

イ 自らが、反社会的勢力もしくは反社会的勢力と密接な間柄にある者である旨を伝え、またはその旨を示唆する行為

ロ 身体・財産への暴力の行使、平穏な環境の破壊等の暴力的行為

ハ 暴力的行為を予告し、または脅迫的言辞を用いて、何某かの対応を要求する行為

ニ 法的責任をこえた対応を不当に要求する行為

ホ 当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為

ヘ 風説や偽計、その他詐術を用いて当社の業務を妨害し、または妨害する虞のある行為

(4) お客様、お客様の代表者等またはお客様のその他職員について次のいずれかに該当する可能性があること。

イ 反社会的勢力を利用・使用し、または反社会的勢力と知りながら取引を行っている

ロ 反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与する等の関与をしている

ハ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している

49 反社会的勢力への関与発覚時の措置

(1) お客様、お客様の代表者等またはお客様のその他職員が、48（反社会的勢力への対応）のいずれかに該当する場合、当社は何らの催告をしないで、電需給契約を解除することができます。

(2) 本条の定めにより、当社が本契約を解除した場合、お客様、お客様の代表者等またはお客様のその他職員に損害が生じたとしても、当社は、その損害・補償その他一切の措置を講じることを要しません。

50 信用情報の共有

当社は、お客様が38（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

附 則

この需給約款の実施期日

この需給約款は、2022年1月4日から実施いたします。

別 表

1 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

ただし、需給約款 19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数÷計量期間等の日数は、

日割計算対象日数÷暦日数

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

第 1 段階料金適用電力量=120 キロワット時×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量を、第 2 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ただし、19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

日割計算対象日数÷計量期間等の日数は、

日割計算対象日数÷暦日数

といたします。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 19（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 19（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比

率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

